令和　　年　　月　　日

様式第７号(第６条第１号関係)

　　取手市長　殿

誓約書

茨城県浄化槽設置事業費等補助金交付要項第６条第１号の規定により、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

１　浄化槽法（昭和58年法律第43号）（以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、浄化槽を設置及び浄化槽の構造又は規模を変更した場合は、水質に関する検査を受検すること。

２　法第10条第１項の規定に基づき、浄化槽の保守点検及び清掃を法令に定められた回数行うこと。

　　（１）保守点検

　　　分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式、脱窒ろ床接触ばつ気方式

　　　　処理対象人員が20人以下は年３回以上　　　　　　 □

　　　　処理対象人員が21人以上50人以下は年４回以上　　□

　　　上記以外の場合（大臣認定型など）　年　　回※以上　□

　　　　　※維持管理要領書等に記載されている回数を記載してください。分からない場合はメーカー

もしくは浄化槽保守点検業者にお問い合わせください。

　　　　　　※多くの場合は年３回以上となっています。

　　（２）清掃

年１回以上

３　法第11条第１項の規定に基づき、毎年１回水質に関する検査を受検すること。

４　１、２及び３を実施しなかった場合は、補助金を返還すること。

以上

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

令和　６年　８月　１日

記載例

様式第７号(第６条第１号関係)

　　取手市長　殿

誓約書

茨城県浄化槽設置事業費等補助金交付要項第６条第１号の規定により、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

１　浄化槽法（昭和58年法律第43号）（以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、浄化槽を設置及び浄化槽の構造又は規模を変更した場合は、水質に関する検査を受検すること。

２　法第10条第１項の規定に基づき、浄化槽の保守点検及び清掃を法令に定められた回数行うこと。

　　（１）保守点検

　　　分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式、脱窒ろ床接触ばつ気方式

　　　　処理対象人員が20人以下は年３回以上　　　　　　 □

　　　　処理対象人員が21人以上50人以下は年４回以上　　□

　　　上記以外の場合（大臣認定型など）　年 ３ 回※以上　□

　　　　　※維持管理要領書等に記載されている回数を記載してください。分からない場合はメーカー

もしくは浄化槽保守点検業者にお問い合わせください。

　　　　　　※多くの場合は年３回以上となっています。

　　（２）清掃

年１回以上

３　法第11条第１項の規定に基づき、毎年１回水質に関する検査を受検すること。

４　１、２及び３を実施しなかった場合は、補助金を返還すること。

以上

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　水戸市笠原町978-6

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　029-301-1111

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　茨城　太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）